

執行役選出等規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人隊友会（以下「本会」という。）の執行役の選出に関する手続等を定めることを目的とする。

(執行役選出要領)

第2条 本会の事業を推進し、理事を補佐するために、常務執行役、本部担当執行役及び地域担当執行役を置く。

- 2 執行役は、正会員のうちから理事会が選任し、理事長から委嘱する。また、その数は常務執行役10名、本部担当執行役11名、地域担当執行役16名を基準とする。なお、常務執行役と本部担当執行役を合わせて本部執行役と呼称する。

(地域担当執行役の配分、選考等)

第3条 地域担当執行役は、北海道2名、東北2名、関東甲信越静3名、東海北陸2名、近畿2名、中国1名、四国1名、九州3名を基準とする。次期地域担当執行役の選考は、当該ブロック内の地域担当執行役、県隊友会長が協議の上、候補者を理事会に推薦（別紙第1、第2）するものとする。

- 2 地域担当執行役は、本会の事業の執行を図るほか、担任地域について次の職務を行うものとする。
 - (1) 担任地域内の県隊友会（複数の県隊友会をもって構成する組織を置く地域にあってはこれを含む）との連絡・調整
 - (2) ブロック研修会、防衛セミナー等複数の県隊友会にまたがる事業の調整及び助言
 - (3) 自衛隊関係部隊、機関との連絡調整
 - (4) その他理事長が特に示す事項

(任期)

第4条 執行役の任期は2年とし、常務執行役の就任は3任期を基準とする。

(旅費)

第5条 執行役に対しては、次のとおり旅費を支給する。

- (1) 本部執行役には旅費（年度予算で決定）
- (2) 地域担当執行役には本部指定行事のための出張旅費のほか、担当ブロック内の業務調整用として旅費（年度予算で決定）

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、執行役選出等に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規則は、本会の設立の登記のあった日(平成〇年〇月〇日)から施行する。

別紙第1
(第3条関係)

平成 年 月 日

公益社団法人隊友会

理事長 氏 名 殿

推薦者

役 職 氏 名 印

地域担当執行役候補者の推薦について

標記について、下記のとおり、当ブロック内の地域担当執行役及び各県隊友
会長と協議し、同意を得ましたので、略歴を添えて推薦致します。

記

- 1 現執行役氏名
- 2 執行役候補者氏名
- 3 交代年月日

地域担当執行役候補者略歴

(ふりがな)

氏名

生年月日

最終学歴

自衛隊歴

入隊年月日 年 月 日

主要補職

年 月

年 月

年 月

年 月

年 月

年 月

退職年月日 年 月 日

退職時階級

隊友会歴

入会年月日 年 月 日

現補職

現住所 〒・住所

TEL

勤務先 〒・住所

TEL

メールアドレス

参考事項

.....

.....

.....